

令和5年6月19日開会

令和5年6月19日閉会

第773回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 7 3 回湯川村農業委員会会議録

第 7 7 3 回湯川村農業委員会定例総会を令和 5 年 6 月 1 9 日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（8 人）・出席推進委員（5 人）

1 番	鈴木 光 雄	2 番	小 沼 幸 子
4 番	星 正 大	5 番	鴻 巢 重 人
6 番	佐 藤 敬 一	8 番	津 村 榮 喜
9 番	渡 部 正 美	1 0 番	兼 子 力
1 1 番	佐 藤 孝 志	1 2 番	山 口 栄 子
1 3 番	武 藤 喜 久 子	1 4 番	中 島 和 裕
1 5 番	大 場 忠 重		

2. 欠席農業委員（2 人）・欠席推進委員（0 人）

3 番	齋 藤 真 助	7 番	兼 子 房 男
-----	---------	-----	---------

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 石 田 弘 恵

4. 本日の会議の案件

- 議案第 1 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 1 2 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 皆さん、おはようございます。6 月に入りまして、梅雨入りも予定どおり入っております。果樹については、霜の被害もあると聞いています。私たちの農業委員も来月で任期満了になるわけですが、先週の議会で 8 名の方全員同意を得て決まったわけです。引き続きの方については、今後共ご活躍を祈念したいと思っております。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、3 番委員、7 番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員からは、欠席の報告はを受けておりません。農業委員 8 名中 6 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

只今より第 773 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

2 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議 長 只今2番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議 長 日程第3、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということですので、私の方から指名させていただきます。本日の会
議録署名人に8番委員と2番委員の両名をお願いいたします。

議 長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第4、議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第11号を朗読。続けて3ページを説明。

整理番号1番について説明いたします。権利の種類につきましては所有権移
転です。譲渡人については、■■■■集落の■■■■さん、譲受人は、■■■■集落の
■■■■さんです。申請地は大字■■■■■■■■■■、登記地目、現況地目田、面
積■■■■m²の1筆です。申請内容及び契約内容であります。設定の時期は許
可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。

申請農地は、譲渡人の所有耕作している農地に隣接している農地でありまして、
面積が■■■■m²と小さく畦畔もなく譲受人の田と現況1筆になっており10数年
来、譲受人が耕作を行っております。譲渡人は以前からこの農地を処分したい
意向があり、下限面積が撤廃されたことにより今回申請にいたったものであり
ます。合計で■■■■m²の経営面積でございます。経営農地すべてを耕作し
ております。下限面積要件は撤廃され今年4月1日より法律が施行されてお
ります。また、農業機械については、トラクター・田植機・耕耘機は所有してお
りますが、刈り取りは、同集落の方に作業委託し農業をおこなっているとのこ
とです。申請地の場所につきましては、4ページに案内図、5ページに位置図、
6ページには公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。整理
番号1番の説明は以上です。

つづきまして、7ページをお開きください。整理番号2番と整理番号3番につ
いては、関連がありますので、一括説明いたします。整理番号2番ですが、権
利の種類につきましては所有権移転です。譲渡人については、■■■■にお住
いの■■■■さん、譲受人は、■■■■集落の■■■■さんです。申請地は
大字■■■■■■■■■■、登記地目田、現況地目は不耕作地、面積■■■■m²
の1筆です。整理番号3番ですが、権利の種類につきましては所有権移転です。
譲渡人については、■■■■の■■■■さんです。譲受人の父親です。譲受人は、

■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■、登記地目田、現況地目は不耕作地、面積■■■■㎡のです。申請内容及び契約内容であります。設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は許可の日です。この申請農地につきましては、以前から譲渡人は、宅地農地全部を処分したい意向があり、昨年譲受人が、譲渡人の宅地を購入し現在居住しています。申請農地は、居住する宅地に隣接しており位置からみても譲受人が、所有し、耕作管理することが適当であると考えます。譲受人は、自家野菜を作付けするとのことで、今回下限面積が撤廃されたこともあり申請に至ったものがあります。また昨年譲渡人の■■■■さんから譲受人の父親が購入した整理番号3の農地についても管理耕作の効率的な観点から併せて息子さんに譲与するものです。譲受人の経営面積はありませんが、今後所有する農地について営農計画書では、野菜を作付けし耕作管理していくとのことであり農業に常時従事するとのことです。また、農業機械については、管理機を購入する予定となっております。申請農地は畑として利用するとのことで、大型機械も特に必要なく耕作することは可能と考えます。申請地の場所につきましては、8ページに案内図、9ページに位置図、10ページには、公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。整理番号2番3番の説明は以上です。

つづきまして、11ページをお開きください。整理番号4番について説明いたします。権利の種類につきましては所有権移転です。譲渡人については、■■■■にお住いの■■■■さん、譲受人は、■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■、登記地目田、面積■■■■㎡、他12筆ありまして合計で13筆■■■■㎡です。申請内容及び契約内容であります。設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。この申請農地につきましては、祖父がお亡くなりになってからずっと、譲受人と譲受人のご家族が、耕作管理してきた農地であります。今回、祖父が亡くなってから未相続となっていた土地を、■■■■に住んでいる譲渡人が相続を致しましたので、■■■■に居住している譲渡人の子に譲与する内容です。譲受人の経営面積は、■■■■㎡でございます。経営農地すべてを耕作しております。また、農業機械については、トラクターは1台所有しており、田植機・コンバイン・乾燥機等については、共同で所有しております。譲受人は、4農家で構成している■■■■の構成農家です。申請地の場所につきましては、12ページに位置図、13ページから16ページに公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。整理番号4番の説明は以上です。

議案第11号整理番号1番から整理番号4番までの案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して担当の委員からの報告をお願いします。まず初めに整理番号1番につきまして5番委員をお願いします。

5番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。

(報告内容は割愛)

議 長 続きまして、整理番号 2 番、3 番につきまして、13 番委員お願いします。
13 番委員 別紙農地法第 3 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。
(報告内容は割愛)

議 長 続きまして、整理番号 4 番につきまして、15 番委員お願いします。
15 番委員 別紙農地法第 3 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。
(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、推進委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議 長 質疑は、ございませんか。
(ありません、の声)

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。
12 番委員 議案第 11 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第 3 条第 2 項に該当しないので許可したいと思います。

議 長 これより、議案第 11 号を採決したいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 11 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議 長 議案第 11 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 12 号、農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 それでは、17 ページをお開きください。議案第 12 号、農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を議案書 17 ページにより朗読。18 ページから説明。今回の案件は、農地中間管理機構へ貸し付ける案件が 7 件、農地中間管理機構から借り受ける案件が 2 件であります。

18 ページの受付コード 81 番から 33 ページの内容の詳細を説明した。今回の案件は、日橋川の北側に位置する飛地の部分で、駒形土地改良区の管轄です。県営圃場整備事業が完了し、今年換地処分となりましたので新たに利用権設定するものです。最後に旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考える旨を述べた。

議 長 これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

9番委員 議案第12号、農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実に相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているもので、決定したいと思います。

議長 これより、議案第12号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第12号、農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を採決いたします。

議長 議案第12号、農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第773回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第11号 原案のとおり決定

議案第12号 原案のとおり決定

議長 全議事の終了を告げ、令和5年6月19日午前9時58分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和5年7月14日

湯川村農業委員会

会 長

8番 委 員

2番 委 員